

1 漁業権者の 名称及び住所	名 称	猿ヶ石川漁業協同組合					
	住 所	花巻市東和町土沢 8 区59番地					
2 漁業権の免 許番号	内共第25号 (猿ヶ石川)						
3 遊漁につい ての制限の範 囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間		
		あゆ	友釣り がら掛け	遠野市宮守町下 鱒沢26地割旧発 電用水取水口え ん堤から下流の 猿ヶ石川本支流 の免許区域	7月1日から11月30日まで		
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで		
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで		
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで		
		うなぎ	餌釣り 置釣り	〃	1月1日から12月31日まで		
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	〃		
		こい	〃	〃	〃		
		ふな	〃	〃	〃		
		わかさぎ	〃	〃	〃		
	かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで			
	ア がら掛けによるあゆの採捕は、解禁の日から7月31日までの期間は、午前5時から午前7時までとし、採捕尾数は、2尾以内とする。						
	イ 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。						
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間		
		北上市更木町地内の臥牛発電所用水路えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の区域			1月1日から12月31日まで (9月10日から10月10日までの間のあゆのがら掛け又は友釣りによる採捕を除く。)		
		花巻市東和町東晴山地内のかぶら用水えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の区域					
		田瀬ダムえん堤上流650メートルの区域及び同えん堤下流400メートルの区域			1月1日から12月31日まで		
(3) 全長の制限			禁止に係る全長				
やまめ (ひかりを除く。)			13センチメートル以下				
いわな			〃				
うなぎ			30センチメートル以下				
うぐい			10センチメートル以下				
こい			20センチメートル以下				
ふな			〃				
4 遊漁料の額 及びその納付 方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り がら掛け	1,300円	9,000円	組合事務所及び指定販売所
			やまめ さくらます いわな うぐい こい ふな わかさぎ かじか	餌釣り 擬餌釣り			
			うなぎ	餌釣り 置釣り			
			雑 魚	餌釣り 擬餌釣り			
		900円	6,500円				
		うなぎ	餌釣り 置釣り				

	<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。</p>					
(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	全魚種	あゆ	友釣り がら掛け	24,000円	21,600円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所
		やまめ さくら ます いわな うぐい こい ふな わかさぎ かじか	餌釣り 擬餌釣り			
		うなぎ	餌釣り 置釣り			
	雑 魚	やまめ さくら ます いわな うぐい こい ふな わかさぎ かじか	餌釣り 擬餌釣り	17,000円	15,200円	
うなぎ		餌釣り 置釣り				
5 遊漁承認証に関する事項	<p>(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。</p> <p>(2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。</p>					
6 遊漁に際し守るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。</p>					
7 漁場監視員に関する事項	<p>(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>(2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。</p>					
8 違反者に対する措置に関する事項	<p>組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。</p>					